

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月21日から同年6月1日まで

申立期間は、B事業所から同社の関連会社であるA事業所へ経営の立て直しのために出向した時期であり、異動の際に一日も空けずに着任し、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及びA事業所の元事業主の妻の供述から判断すると、申立人は、申立期間に継続して勤務し（B事業所から同社の関連会社であるA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B事業所及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の直後に申立人と同様にB事業所からA事業所へ異動したとされる複数の者について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は、21日付けと記録されている上、申立期間後に、申立人がA事業所からB事業所に異動したとする時期における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日も、21日付けと記録されていることから判断すると、当時、両社間における異動は21日付けで行われていたと考えられることから、申立人のB事業所か

らA事業所への異動日は昭和54年5月21日であったと推認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和54年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から16万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所では、当時の関連資料は無く詳細は不明としているが、雇用保険の被保険者記録における離職日及び資格取得日がB事業所及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日及び取得日と符合していることが確認でき、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ離職日又は資格喪失日及び資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が、オンライン記録どおりの資格喪失日及び取得日の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から同年 4 月まで

私は、昭和 41 年 2 月に前職を退職してから、すぐに A 社で勤務したのに、転職後の 2 か月間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。

申立期間当時は定時制高校に通っており、2 か月間給与の支給が無ければ、高等学校の月謝が支払えないので、A 社に勤務していたことは確かである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和 42 年 5 月 30 日であるが、同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に入社した日付は特定できないものの、申立人は、少なくとも 41 年 4 月には、申立事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和 41 年 5 月 3 日と同月に被保険者資格を取得した同僚は 5 人確認できるが、そのうち連絡先が判明した 4 人に照会したところ、いずれも、「私の入社時期は昭和 41 年 4 月であった。」としていることから判断すると、申立事業所は、申立期間当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、法人登記簿において、申立事業所は、昭和 60 年 11 月に解散しており、同事業所の業務を引き継いだとする事業主は、当時の書類等を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 1 日から A 事業所の雇員として、56 年 10 月 31 日までの期間において、同事業所での業務に従事したが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 54 年 4 月 1 日となっていた。

当時の同僚は、着任時から厚生年金保険料の控除が行われていたと聞いており、私も、着任時から厚生年金保険料の控除が行われていたと考えられるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び当時申立事業所で申立人と同種の業務を担当していた職員の供述並びに同事業所の職員名簿から判断すると、申立人が、申立期間に A 事業所において、勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時の同僚は、「申立人は、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間において、A 事業所に正式に雇用された者ではなかった。同年 4 月から雇用された者として手続し、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続を行ったと記憶している。」と供述している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 54 年 4 月 1 日と記載されており、雇用保険の被保険者記録における資格取得日と一致していることが確認できるとともに、前述の被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録において、申立人

の前任者、後任者及びその他の雇員とされる者はいずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日と雇用保険被保険者資格の取得日が一致していることが確認できる。

さらに、現在の事業主は、「申立人が昭和 53 年 10 月 1 日から当事業所に勤務していたことは確認できるが、当時の資料は既に廃棄済みであり、申立期間当時、当事業所で厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは確認できない。」としている上、申立期間当時の事務長は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について、確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 29 日から 60 年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 49 年 6 月から平成 16 年 7 月までの期間において継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、途中で退職した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間は申立人が依願退職し、自身で店舗を経営していた時期であり、当社における厚生年金保険被保険者の資格は喪失していた時期である。申立期間において、申立人に当社から給与の支払いは行っておらず、厚生年金保険料の控除もしていない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が「59. 11. 29」と記載されているとともに、申立人が健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返納年月日：59. 11. 30 返納」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間中の昭和 60 年 1 月 21 日に国民健康保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 2 日に資格を喪失していることが確認でき、当該資格喪失日は、前述の被保険者原票から、申立人が申立期間直後に厚生年金保険被保険者資格を再度取得した日と符合することが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。